

案件

枚方市障害者計画（第５次）、枚方市障害福祉計画（第８期）、 及び枚方市障害児福祉計画（第４期）の策定について

障 害 企 画 課

1. 政策等の背景・目的及び効果

現行の「枚方市障害者計画（第４次）」（以下、「障害者計画」という。）は、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」で、本市の障害者施策に関わる総合的な計画として策定しており、「枚方市障害福祉計画（第７期）」（以下「福祉計画」という。）は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの基盤整備に努め障害者の自立と社会参加を実現することを目的として策定しています。また、「枚方市障害児福祉計画（第３期）」（以下「障害児計画」という。）は、児童福祉法に基づき、障害児のサービス提供の計画的な構築を行うことを目的として策定しています。

これら３つの計画が、いずれも令和８年度に計画期間の終期を迎えることから、それぞれ次期計画を策定するものです。

2. 内容

(1) 各計画の主な内容

障害者計画については、障害者に関わる様々な施策の展開と充実を図ることを目的として策定するものであり、福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、必要量の見込みなどについて、また、障害児計画は、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、各年度における指定障害児通所支援等の必要量の見込みなどについて策定するもので、それぞれの計画について、一体的に策定作業を進めていきます。

計画名	主な内容	計画期間
障害者計画	市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、施策を総合的かつ体系的に示す	6年間
福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や各年度における必要量の見込みを示す	3年間
障害児計画	障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標や各年度における必要量の見込みを示す	3年間

(2) 調査審議

計画の策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会に諮問し、ご審議いただくとともに、障害者手帳所持者やその家族等を対象としてアンケートを実施し、障害福祉サービス等の利用状況や利用満足度等の把握を行います。また、障害福祉サービス事業所等、障害福祉関係団体等を対象としたニーズ調査も実施します。

(3) 市民アンケート調査の実施

① 調査期間

令和7年11月下旬

② 調査内容等

計画策定の審議に際し、障害福祉サービスの利用実態や事業者及び障害福祉関係団体の運営状況等について把握するため、3種類のアンケート調査を実施します。

なお、アンケートの実施にあたりましては、回収率の向上を図るため、点字版やルビ版を作成するなど障害特性に応じた対応を行うとともに、市ホームページ・SNS等による周知、障害者相談支援センター等関係機関への周知を行い、多くの当事者等の声が反映できるよう取り組みます。

種 類	目 的	【参 考】 前回(R5) 回収率
市内在住の障害者手帳所持者やその家族等(2,500人)	市民の障害福祉サービスの利用実態やニーズ等を把握するため	35.6%
市内障害福祉サービス事業所等(約350か所)	事業所の運営状況やニーズ、今後の事業展開の意向等を把握するため	52.3%
市内障害福祉関係団体(約50団体)	障害福祉関係団体の運営状況、ニーズ等を把握するため	49.1%

3. 今後のスケジュール

令和7年8月 市民福祉委員協議会で報告

10月 社会福祉審議会に障害者計画・福祉計画・障害児福祉計画の策定について諮問
以後、随時、同審議会障害福祉専門分科会にて審議

11月 障害者手帳所持者等及び団体等に対するアンケート調査実施

令和8年11月 市民福祉委員協議会に3計画素案の報告

12月 3計画素案について市民意見聴取（障害児からの意見聴取を含む）の実施

令和9年1月 社会福祉審議会から3計画（案）についての答申

2月 市民福祉委員協議会に3計画（案）の報告

3月 3計画の策定・公表

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



5. 関係法令・条例等

障害者基本法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

児童福祉法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 4,504 千円（令和7年度当初予算）

支出内訳 枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会に係る委員報酬

209 千円（9.5 千円×11 人×2 回）

委託料（アンケート調査、分析等含む） 4,295 千円

《財 源》 4,504 千円 一般財源